

群馬大学医学部附属病院フットケアセンター規程

平成27. 5. 12 制定

改正 平成27. 9. 8 平成30. 4. 1
令和 6. 11. 1

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院フットケアセンター（以下「センター」という）を置く。

(目的)

第2条 センターは、足病変に対する専門的かつ包括的な加療を推進し、患者の予後の改善を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 足病変に対する加療及び包括的リハビリテーションに関すること。
- (2) センターにおける関係各診療科等との連絡調整に関すること。
- (3) 地域医療機関との医療連携に関すること。
- (4) その他足病変に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) 循環器内科、内分泌糖尿病内科、形成外科、歯科口腔・顎顔面外科、皮膚科、リハビリテーション部などの医師 若干人
- (4) 糖尿病療養指導士 若干人
- (5) 理学療法士 若干人
- (6) 管理栄養士 若干人
- (7) その他センター長が必要と認めるもの

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表しセンターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

4 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院フットケアセンター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 2人
- (3) 循環器内科、内分泌糖尿病内科、形成外科、歯科口腔・顎顔面外科、皮膚科、リハビリテーション部などの医師 若干人
- (4) 糖尿病療養指導士 若干人
- (5) 理学療法士 若干人
- (6) 管理栄養士 若干人
- (7) 副看護部長
- (8) 医事課から選出した者 若干人
- (9) その他センター長が必要と認めるもの

(任期)

第7条 前条第3号から第6号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会には委員長を置き、センター長をもって充てる

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、原則として年1回以上開催する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正については、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年5月12日から施行する。
- 2 この規程施行の最初に任命される第6条の職員の任期は、第7条の規定にかかわらず

ず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年11月1日から施行する。